**中之島クロス　グローバルスタートアップ創出・拠点化推進事業**

**業務委託　仕様書**

**業務名称：中之島クロス　グローバルスタートアップ創出・拠点化推進事業**

**委託期間：契約締結日から令和9年3月31日**

**１．事業の趣旨・目的**

大阪府では、未来医療国際拠点「Nakanoshima Qross」（以下、「NQ」という。）の再生医療をはじめとする未来医療の産業化拠点としての地位を確固たるものとするため、その原動力となるライフサイエンス分野（\*）のスタートアップの集積・育成機能を高め、有望なスタートアップを次々と輩出するような、世界に伍する「未来医療のスタートアップエコシステム」の確立をめざしています。

（\*）：ここでは、ビジネスとして世界市場へ新たな価値を提供することを目的とし、科学的な発見や革新的なテクノロジーにより医療の現場にイノベーションをもたらし、社会に大きなインパクトを起こすような技術分野をいう（「ヘルスケアディープテック」とする。）

対象領域：創薬・バイオ・再生医療・デジタル医療・診断/医療機器（メドテック）・健康 等

ライフサイエンス分野のスタートアップが持てる技術をビジネス化していくにあたっては、事業化着手の当初から海外市場展開（例：アメリカ食品医薬品局の承認を目指すプロダクト開発等）を見据えることが重要であり、そのためにはグローバルで活躍するアクセラレーターや投資家、事業会社等から、ビジネスを世界市場に適合させるためのメンタリング・ファンディングを受けることが必要です。

これらを踏まえ、グローバルに活躍するスタートアップを生み出すためのNQ独自の育成プログラムの提供や、NQへのスタートアップ支援機関の集積・機能強化を図るため、本事業を実施します。

**２．業務内容及び提案を求める事項**

ＮＱの未来医療産業化拠点としての地位を確固たるものとし、「ＮＱでなら迅速かつ着実にビジネス化できる」というブランドを創るため、国内外から広く有望なライフサイエンス分野のスタートアップを集め、ＮＱ独自の特別プログラムにより徹底的に伴走支援するとともに、海外のエコシステム関係機関等とネットワーク構築を行うことで、グローバル展開につなげる。具体的には下記（１）から（３）の業務を実施する。

なお、業務内容については、事業遂行に必要な基本事項を示したものであり、本プロポーザルの実施により決定した受託者と企画提案等を調整したうえで確定する。

【前提条件】

委託業務名：中之島クロス　グローバルスタートアップ創出・拠点化推進事業

業務内容：（１）事務局の設置

（２）グローバルスタートアップ創出支援事業

（３）スタートアップ支援機能強化事業

実施場所：未来医療国際拠点「Nakanoshima Qross」

大阪市北区中之島４丁目３番51号

※他の大阪府施策との連携のため、本事業における特定のイベント等を別の会場で実施する指定を行う場合がある

支援対象者：（１）下記（２）及び（３）プログラムの支援対象者

（２）NQに入居する（入居予定を含む）、

ライフサイエンス分野のスタートアップ

（3）ライフサイエンス分野のスタートアップ

参考：事業の全体イメージ



**（１）事務局の設置**

シーズのビジネス化をめざすスタートアップ等に本事業が認識され、下記（２）及び（３）のプログラムへの参加や、スタートアップのNQへの入居につなげ、NQをライフサイエンス分野の世界的なエコシステム拠点としていくため、以下の業務を実施し、積極的な周知・広報・発信・営業活動等を行うこと。

①本事業専用のホームページの作成・運用

・本事業の周知・広報のためホームページを作成すること。

・周知の際には、大阪・関西のライフサイエンス分野のポテンシャル（例：彩都、健都、中之島）の発信もあわせて行うこと。

・なお、提案事業者が独自に考案したプログラム名称等を用いることも可能とするが、事前に大阪府に提案・協議を行うこと。

②展示会等での本事業等のPR活動およびNQへの入居促進活動

・大阪府やＮＱをはじめとする関係機関が実施するイベントや、国内外の展示会等の機会を積極的に活用したＰＲを検討すること。なお、府が指定するイベント・展示会の場合は、枠・スペース等は府において別途確保する。

・イベントへの参加・出展の際は本事業のＰＲ活動を行うとともに、ＰＲ用資材を作成すること。また、支援対象スタートアップの出展等を検討すること。

・スタートアップ等に対して本事業が認知され、（2）及び（3）のプログラムへの参加やNQへの入居につながるようなPR活動を実施すること。

③（２）及び（３）プログラムにおける支援対象への個別対応相談者及び窓口の設置

・（２）及び（３）プログラムにおける支援対象スタートアップへの徹底的な伴走支援の実施につながるよう、各プログラムの支援対象である個別のスタートアップ全てについて担当者を定め、窓口としてスタートアップの相談に応じ、抱える課題の解決を速やかに行える体制を確保すること。

・（２）及び（３）プログラムにおいて設定する達成度を確認できるようマイルストーンを置いた支援計画（以下、「支援計画」という。）の進捗を把握し、達成度合いを管理すること。また、その達成度合い全体を管理する統括責任者を置くこと。

・（2）及び（3）プログラムを円滑かつ相互に連携し効果的に実施できるよう、両事業を総合的にオーガナイズするヘッドクォーターを整備すること。

・相談・ヒアリング内容や対応方針・対応状況等はスタートアップ毎に記録し、定期的に大阪府に報告すること。

・(2)及び(3)プログラムの実施にあたり、支援対象スタートアップがこれまで及び現在支援を受けている他の支援機関や、ＮＱ関係機関等に、積極的に本事業による支援への参加を促し、適宜連携・協力することで、 (2)及び(3)プログラムの実効性を高めること。

④ライフサイエンス分野のスタートアップへの効率的・効果的な支援策の調査・分析

・本事業の成果を踏まえ、ライフサイエンス分野のスタートアップへの効率的・効果的な支援策について調査・分析を行い、大阪府へ報告すること。

⑤自律的なエコシステム構築に向けた取組

・本事業終了後もNQにおけるエコシステムが自律的に継続していく仕組みを構築すること。

|  |
| --- |
| 【提案を求める事項】ビジネス化をめざすスタートアップ等に本事業が認識され、（２）及び（３）のプログラムへの参加や、スタートアップのNQへの入居につなげ、ＮＱをライフサイエンス分野の世界的なエコシステム拠点としていくために行う以下の活動について提案を求める。・積極的な周知・広報・発信の内容・NQへのスタートアップの入居促進・誘引・定着に向けた効果的な営業活動等の内容・本事業専用のホームページ案・本事業専用のPR資材の作成案・スタートアップの問合せ窓口の運用・支援進捗の把握・管理方法についての案・関係機関の（２）及び（３）プログラムへの参加促進や、関わり方についての案・本事業終了後もNQにおけるエコシステムが自律的に継続していく仕組みの案 |

**（２）グローバルスタートアップ創出支援事業**

①ライフサイエンス分野のスタートアップが手掛ける事業に対する、迅速かつ着実なビジネス化と海外市場展開にフォーカスしたテーラーメイド型の支援プログラムの企画・実施

・プログラムは、参加者の属性や業種を考慮した高度かつ専門的な内容を検討し、必要に応じて専門的な知識を有する外部支援機関・講師を招へいすること。

②支援対象スタートアップの選定

・支援対象スタートアップは、シード後期～アーリー期程度以上のフェーズを対象とするとともに、ライフサイエンス分野の幅広い業種から応募を求めること。（下記【補足】参照）

・本事業の支援対象となるスタートアップの候補を十分に確保し、厳正な審査により選定すること。なお、支援対象スタートアップの選定方法は提案事項とするが、NQへ入居する、または入居予定のスタートアップを対象とする。

・審査については、本事業の支援により、今後海外の投資家・事業会社・医療機関等のエコシステム関係者から投資や協業に向けた具体的な評価を受けられる段階への成長が見込まれる、高度な技術を有するスタートアップを１０者以上選定できるよう、国内外の有望なシーズの探索方法やそれらを募集につなげるアプローチ方法及び選定基準を検討し提案すること。

・支援対象スタートアップの選定にあたっては、ビジネスコンテスト等の選定イベントを開催すること。

・本プログラムに関するキックオフイベント、成果発表イベントを開催すること。

③海外渡航支援プログラムの実施

・②で選定した支援対象スタートアップのうち、特に有望なスタートアップ（３者程度）を選抜し、海外渡航支援を実施すること。

・この海外渡航支援には、現地エコシステムプレーヤーとのネットワーキングや1on1マッチング等を行い、関係構築までの支援を含むこと。

・海外渡航支援対象のスタートアップが、NQにおいて集中してビジネス構築に取り組めるよう、ラボ・オフィス等の必要な環境確保を行うこと。

・海外渡航支援対象スタートアップに対しては、海外現地の商慣習のレクチャーや英語によるプレゼンテーション指導など、準備プログラムとしての国内研修プログラムもあわせて実施すること。

④その他留意点等

・支援対象スタートアップがライフサイエンス分野のビジネス化支援について深い知見と支援意欲を持つベンチャーキャピタル（以下、「VC」という。）・事業会社等と具体的に繋がれるよう、マッチングの機会を設けること。

・支援対象スタートアップの選定後は、各支援対象スタートアップそれぞれの支援計画を取りまとめ、大阪府へ提出するとともに、進捗、支援内容、その後の支援成果について報告すること。

・支援対象スタートアップがこれまで及び現在支援を受けている他の支援機関や、ＮＱ関係機関等に、必要に応じて本事業による支援への参加を促し、適宜連携・協力すること。

・NQが医療機関と企業、スタートアップ、支援機関等が一つ屋根の下に集積する、他に類を見ない拠点である特徴を活かし、積極的にNQ関係機関等との連携を図ること。

|  |
| --- |
| 【成果指標】・本事業期間中に、海外ステークホルダー１者以上とのコネクションの構築に至るスタートアップ　３者以上・本事業期間中に、資金調達に向けたVCとの具体的な調整、もしくはAMED等公的機関等の資金支援の申請手続きに入るスタートアップ　3者以上【活動指標】・本事業において採択するスタートアップ　10者以上、うち海外渡航支援を実施するスタートアップ　３者以上 |

|  |
| --- |
| 【提案を求める事項】・ライフサイエンス分野のスタートアップが手掛ける事業に対し、迅速かつ着実なビジネス化と海外市場展開に向けたテーラーメイド型の支援プログラムの企画案・支援対象スタートアップの募集・発掘・確保の方法想定：10者以上　　※NQへ入居する、もしくは入居予定であることが条件・支援対象スタートアップのうち海外渡航支援まで実施するスタートアップの選抜方法　　想定：３者以上・海外渡航支援対象スタートアップがＮＱにおいて集中して本事業によるビジネス構築に取り組めるラボ・オフィス等の必要な環境の確保案・海外渡航支援対象スタートアップが海外進出するにあたっての必要な支援の内容及び海外渡航プログラムの実施計画案、渡航国の案とその根拠・海外渡航支援対象スタートアップが海外現地にて有用な1on1マッチング等に臨めるよう、活用できる海外支援機関等とのネットワークおよび新たなネットワーク構築の方策・支援対象スタートアップと有力な支援機関・事業会社・VC等をつなぐマッチング方法案・支援対象スタートアップの募集にあたってのイベント並びにキックオフイベント、成果発表イベントの案・前述の企画案等が、NQからグローバルに活躍するライフサイエンス分野のスタートアップを輩出することにつながる理由 |

**（３）スタートアップ支援機能強化事業**

①NQへのスタートアップ支援機関の集積・機能強化のため、海外市場展開をめざすライフサイエンス分野のスタートアップの成長支援に向けたアクセラレーションプログラムの企画・実施

・アクセラレーションプログラムは参加者の属性や業種を考慮した高度かつ専門的なプログラムとし、必要に応じて専門的な知識を有する外部支援機関・講師を招へいすること。

②支援対象スタートアップの選定

・支援対象スタートアップは基礎研究段階完了程度以上のフェーズを対象とする。（下記【補足】参照）なお、ライフサイエンス分野のスタートアップが属するサブセクターは多岐にわたるため、必要に応じてコースの設定や複数プログラムの設置など、可能な限り多くのスタートアップを支援できる体制とし、かつそれぞれのコース・プログラムの高い専門性を確保すること。

・本事業の支援対象となるスタートアップの候補を十分に確保できるよう、国内外の有望なシーズの探索方法やそれらが募集につながるアプローチ方法を検討し、厳正な審査により選定すること。

③その他留意点等

・NQへのスタートアップ支援機関の集積・機能強化を見据え、NQ独自のプログラムを検討すること。

・支援対象スタートアップの選定後は、個社毎に達成度を確認できるようマイルストーンを置いた支援計画を取りまとめ、大阪府に提出するとともに、進捗、支援内容、その後の支援成果について報告すること。

・支援対象スタートアップの募集にあたってのキックオフイベント及び成果発表イベントを実施すること。

・支援対象スタートアップがライフサイエンス分野のビジネス化支援について深い知見と支援意欲を持つVC・事業会社等と具体的に繋がれるよう、マッチングの機会を設けること。

・支援対象スタートアップがこれまで及び現在支援を受けている他の支援機関や、ＮＱ関係機関等に、必要に応じて本事業による支援への参加を促し、適宜連携・協力すること。

・NQが医療機関と企業、スタートアップ、支援機関等が一つ屋根の下に集積する、他に類を見ない拠点である特徴を活かし、必要に応じてNQ関係機関等と連携すること。

・プログラムに参加するスタートアップ、VC、事業会社、支援機関、イベント参加者等による、NQにおけるコミュニティ形成を促進すること。

|  |
| --- |
| 【成果指標】・本事業終了後１年以内に、海外ステークホルダー１者以上とコネクション構築、資金調達に向けたVC等との具体的な調整、他企業との連携・協業関係の成立、AMED等公的機関等の支援への採択、経営人材の獲得　のうちいずれかを達成したスタートアップ　５者以上【活動指標】・本事業において採択するスタートアップ　20者以上（複数プログラムによる合計採択数） |

|  |
| --- |
| 【提案を求める事項】・ライフサイエンス分野のスタートアップが手掛ける事業に対し、迅速かつ着実なビジネス化に向けたテーラーメイド型のプログラムの企画案・対象スタートアップの募集・発掘・確保の方法・支援対象スタートアップと有力な支援機関・事業会社・VC等をつなぐマッチング方法案・支援対象スタートアップの募集にあたってのキックオフイベント、成果発表イベントの案・前述の企画案等が、NQからグローバルに活躍するライフサイエンス分野のスタートアップを輩出することにつながる理由 |

【補足】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | （２）グローバルスタートアップ創出支援事業　（１０者以上） | （３）スタートアップ支援機能強化事業（20者以上） |
| 海外渡航（３者以上） | その他（７者以上） |
| 本事業における海外渡航実施 | 要 | ―（※１） | ―（※１） |
| 支援対象スタートアップのNQへの入居（予定含む） | 要 | 要 | ―（※２） |
| 支援対象スタートアップの事業化フェーズ（採択時） | シード後期～アーリー期程度以上のフェーズ※本事業期間中に海外の投資家・事業会社・医療機関等のステークホルダーが今後の投資や協業等に向けた評価を下せる段階に至ることが見込まれるスタートアップを優先して採択する(※３) 。 | シード後期～アーリー期程度以上のフェーズ | 基礎研究段階完了程度以上のフェーズ※（2）で採択されたスタートアップは除く |

※１　海外市場展開を念頭においたビジネス構築を支援する内容であることは必要

※２ 本事業の目的に鑑み、プログラムがスタートアップのNQへの集積・誘引につながる提案であることは必要

※３ ライフサイエンス分野のスタートアップが属するサブセクターは多岐にわたるため、一律に事業化フェーズを指定することは困難だが、基礎研究を終えビジネス化に向けた具体的な活動に入っており、本事業期間中に、試作品、開発候補品、有用性に関する確かなデータ等、ステークホルダーの評価に付せる段階に至ることが見込まれるプロジェクトを持っていることが望ましい。

【NQ関係機関】

一般財団法人未来医療推進機構、独立行政法人医薬品医療機器総合機構、ＮＱ入居企業・団体等

**（4）業務実施体制等**

業務を確実かつ効果的に実施できる適切な人員体制を確保すること。また、業務担当者への指導・助言、マネジメントを行う業務統括者を配置し、スケジュール管理を適切に行うとともに、コンプライアンスや企業秘密等の保護、守秘義務の遵守に関する管理を的確に行うこと。

また、本業務は過去の類似実績（スタートアップ支援プログラム等）から得たノウハウや、専門知識や能力等を有するスタッフの配置等、提案事業者の強みを発揮した内容とすること。

なお、本事業の遂行にあたって受託事業者が行った業務の対応内容、支援結果等に関する情報を蓄積し、大阪府と共有すること。

|  |
| --- |
| 【提案を求める事項】・上記趣旨に則り、業務を確実かつ効果的に実施できる事業実施体制・本事業を受託するにあたっての提案業者の強み（NQをはじめとする関係機関・企業ネットワーク、海外エコシステムとのネットワーク、類似の実績、専門知識や能力等に精通したスタッフの有無など）・契約締結時期（9月頃を想定）から業務内容（１）（２）（３）の具体的なスケジュール案 |

**３．委託金額の上限**

金228,645,230円（消費税及び地方消費税を含む）

＜内訳＞

事務局・グローバルスタートアップ創出支援事業　　令和７年度　54,954,570円

令和８年度　73,802,740円

スタートアップ支援機能強化事業　　　　　　　　　　　 令和７年度　99,887,920円

※事業ごとに要する費用を区分したうえで提案すること。

※「スタートアップ支援機能強化事業」は令和７年度事業であるが、令和８年度に府がその後継的な事業を実施する場合は、後継事業も当「事務局」業務によるオーガナイズ機能の対象となる点に留意すること。

**４．スケジュール**

令和7年7月22日（火）　 公募開始

令和7年7月30日（水）　 説明会開催

令和7年8月6日（水）　　 質問受付締切

令和7年8月29日（金）　 提案書類提出締切

令和7年9月11日（木）　 選定委員会

令和7年9月下旬頃　　契約締結

契約締結日から　　　　　 事業開始

令和8年3月31日(火)　 スタートアップ支援機能強化事業　終了

令和9年3月31日(水)　 事務局・グローバルスタートアップ創出支援事業　終了

**５．業務に関する報告**

受託事業者は、契約締結後、業務実施計画を提出し、定期的に報告を行うとともに、適宜、委託事業の実施状況を書面、口頭、電子メール等により、大阪府に報告するものとする。なお、進捗状況が思わしくない場合等、大阪府が業務実施計画の見直しを求める場合は適切に対応すること。

また、事業期間終了後、直ちに業務及び収支内訳がわかる書類を大阪府に提出すること。

**６．委託業務の一般原則等**

（1）業務上知り得た個人情報を紛失し、又は業務に必要な範囲を超えて他に漏らすことのないよう、万全の注意を払うこと。また、他の機関等に応募者の個人情報を提供する際には、個人情報保護に係る法令に準拠した手続により行うとともに、当該機関等との個人情報の保護に関する取り決めを交わすなど、適切な措置を講じること。

（2）業務を行う上で知り得た業務上の秘密（本事業の支援対象スタートアップや関係機関等の企業秘密を含む）を他人に漏らし、又は他の目的に利用しないこと。

（3）業務の遂行に当たっては、常に公正かつ中立的な姿勢を保つことを心がけること。

（４）本事業における成果物の著作権（著作権法第21条から第28条に定める権利を含む。）、については、大阪府に帰属するものとする。また、本事業を行う上で知り得た情報（参加者名簿等）については、本事業実施の目的外で使用しないこと。また、本事業終了後においても発注者がその保有する製作物等を活用するにあたり、著作権使用料等が別途発生しないようにし、自由に無償で使用できるものとするとともに、著作者人格権（著作権法第18条第１項、第19条第１項及び第20条第１項に定める権利を含む。）の行使をしないこと。

（５）事業の再委託は原則禁止とし、必要が生じた場合は大阪府と協議するとともにその決定に従うこと。

**７．その他**

（１）本事業を実施するにあたり、本仕様書に明示なき事項及び疑義が生じた時は、大阪府と受託者で協議の上、業務を遂行すること。

（２）企画提案及び契約手続きにおいて用いる言語は日本語、通貨は日本円とする。

（３）業務の実施にあたっては、効果的に成果をあげるため、大阪府と十分協議を行いながら進めること。また、本事業に必要な関係者との調整は受託者において行うこと。

（４）納品が必要なものについて、納品日・納品形式・納品場所は大阪府が指定するものとする。

（５）報告書等は、紙媒体に加え、電子媒体（電子媒体：Word形式またはパワーポイント形式及びPDF形式、CD－ROM等２枚）も提出すること。なお、報告書等の著作権（著作権法第27及び第28条に定める権利を含む。）は、大阪府に帰属するものとし、作成者は著作権人格権を行使しないこと。